

地主様  
不動産オーナー様  
必見!



### 相続税土地評価

# 不動産鑑定士フジミヤの まるっと相続塾

フジ総合グループ  
(フジ相続税理士法人/フジ総合鑑定)代表 | 藤宮 浩 不動産鑑定士

第105回

## 都市計画道路の予定地と判明 土地収用前に事業の方針性検討を

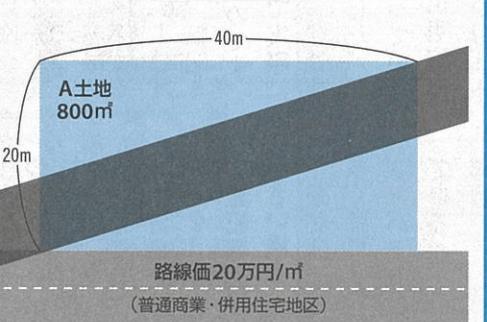
「計画道路」を通そう」ということで、自己所有地の一部もしくはすべてが、その開発対象地となることがあります。

都市計画道路予定地の区域内にある土地は、いずれは道路用地として収用されることから、建物の建築に制限が加えられ、「2階建て以下で地階を有しないこと」「主要な構造が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造などで容易に移転・除去ができる」といった基準を満たす建物以外、原則として建築が許可されません。

また、都市計画は一般に長期にわたることが多く、計画決定から事業決定、収用されるまで相当の期間を要することから、この間、土地の利用に制限が生じることを考慮し、「その土地が属する地区区分」「その土地

の容積率」「道路予定地となる土地の割合」を基に定められた補正率により、相続税土地評価でも減価を行うこととされています。なお、相続開始時点で都市計画道路がすでに整備済みである場合には、建築制限が生じないため、評価減は行いません。また、この取り扱いは、道路以外の都

#### 基本事例



当初の評価  
1億2480万円  
見直し後の評価  
1億1731万2000円  
(都市計画道路の予定地であることを考慮)

評価差748万8000円、  
約220万円、相続税が安くなつた!

市計画施設(公園や河川など)でも同様です。  
**事業着手後は建築不可**  
**補償料は支給される**

検討しておきましょう。  
事業決定後、対象地は事業主体によって収用され、持ち主には補償料が支払われます。補償料額は事業主体によりますが、建物が古く通常の売買ではほとんど値がつかなくとも再建築費用として補償が高額になる場合もあります。この点ではメリットといえるでしょう。



#### Profile



不動産鑑定士  
フジミヤ先生  
地主  
マモルさん  
マモルの弟



父親から土地を40ha以上相続した50代の男性。土地はたくさん持っているが現金はありません、相続税を納めるのが大変だった。